

志賀町令和6年能登半島地震復興支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、本町が石川県から令和6年能登半島地震復興基金交付金の交付を受けて実施する志賀町令和6年能登半島地震復興支援補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、志賀町補助金等交付規則（平成23年志賀町規則第1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自治組織 専ら地域住民によって組織される認可地縁団体又は自治会のことをいう。
- (2) 防犯灯 夜間の防犯を目的に設置される照明灯のことをいう。
- (3) 街路灯 夜間の道路・交通状況を把握することを目的に設置される照明灯のことをいう。
- (4) 民間賃貸住宅 公営住宅法（昭和26年法律第193号）第2条で定める公営住宅及び社宅・官舎・寮等の給与住宅を除く、石川県内に所在する賃貸住宅のことをいう。
- (5) 公営住宅 公営住宅法（昭和26年法律第193号）第2条第2項で定義されている県内に所在する公営住宅をいう。
- (6) 加算支援金 次のいずれかに該当する支援金をいう。

ア 被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）第3条第1項の規定による被災者生活再建支援金（同条第2項各号（同条第7項において読み替えて準用する場合を含む。）及び同条第5項各号（同条第7項において読み替えて準用する場合を含む。）に定める額に係る部分に限る。）

イ 石川県被災者生活再建支援補助金交付要綱第3条第2項に規定する支援金（第4条別表（同条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）のうち住宅再建方法に定める額に係る部分に限る。）

(7) 転居 次の各号に掲げる場合をいう。

ア 応急的な住まいから、県内で新築、購入若しくは補修する住宅又は県内の賃貸住宅若しくは公営住宅（以下「再建先」という。）再建先に住み替える場合（罹災証明を受けた住宅から再建先に住み替える場合を含む）

イ 賃貸型応急住宅又は公営住宅から建設型応急住宅に住み替える場合

(8) 宅地 令和6年能登半島地震発生時に住宅（民間企業、民間団体等の社宅又は寮は含まない。以下同じ。）の用に供されていた土地をいう。

(9) 所有者等 宅地の所有者、管理者又は占有者をいう（管理者又は占有者にあつては、所有者の全部又は一部から工事の施工について承諾を得た者に限る。）。

(10) 復旧工事 被災宅地に対して原形に復旧することを基本とした次に掲げる工事（構造基準を満たすものに変更する場合を含む。）をいう。

ア のり面の復旧工事

イ 擁壁の復旧工事（旧擁壁の撤去及び擁壁に関する排水施設設置工事を含む。）

ウ 地盤の復旧工事（陥没への対応工事を含む。）

(11) 地盤改良工事 液状化が発生したとみられる区域において、液状化による再度災害を防止するための住宅建屋（住宅及び住宅に附属する用途に供する建築物をいう。以下同じ。）下の地盤改良工事をいう。

(12) 住宅基礎の傾斜修復工事 住宅建屋の基礎の沈下又は傾斜を修復する工事をいう。

(13) 土砂災害警戒区域等 次に掲げる区域をいう。

ア 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域

イ 同法第4条第2項の規定により県から通知のあった基礎調査の結果に基づく土砂災害特別警戒区域に相当する区域被災住宅 令和6年能登半島地震による被災者生活再建支援制度の対象となる自己用住宅（賃貸住宅を除く。）

(14) 住宅補強工事 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第80条の3の規定に基づく建築物の構造方法とするための工事

(15) 地域水道施設 本町の水道給水区域外で、10人以上の住民に給水する水道施設

- (16) 地域水道事業者 地域水道施設を管理する町内会、組合又は団体等という。
- (17) 私道 個人又は民間団体が所有・管理している土地を道路として使用している区域をいう。
- (18) 公道 道路法上の道路のほか、地方公共団体が管理する農道や林道、河川管理用道路、里道等のうち、一般交通の用に供するものをいう。
- (19) 生活道路 主として地域住民の日常生活に利用される道路をいう。
- (20) 集落等 一定の土地に2戸以上の社会的まとまりが形成された住民生活の基本的な地域単位をいう。
- (21) 復旧工事 私道被害に対して原形に復旧することを基本とした工事をいう。
- (22) 共同墓地 墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号。以下「法」という。）の規定による墓地等の経営許可を得ているもの若しくは許可を受けたとみなされるものであって、集落の一部若しくは全部の者及びこれに準ずる者が共同で設置し、管理する墓地（納骨堂を含む。）をいう。
- (23) 商店街等の管理団体 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に基づき設立された組合及びその組合に準ずると町長が認めた団体をいう。

（対象となる事業及び補助金の目的）

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「事業」という。）は、別表第1に定める対象となる者が行う同表に定める事業とし、補助金は、当該事業の実施に要する経費の一部に対し予算の範囲内においてこれを交付することにより、令和6年能登半島地震（これによる余震を含む。以下同じ。）からの早期の復旧・復興を図り、被災者等の支援につなげることを目的とする。

（対象となる事業等）

第4条 この告示の対象となる事業、補助金の名称、対象となる者、対象となる経費並びに補助率及び補助金の額は、別表第1のとおりとする。ただし、同表中の次の各号に掲げる事業にあっては、本要綱の定めにかかわらず、別に定める補助金交付要綱によるものとする。

- (1) 被災宅地復旧支援事業
- (2) 地域コミュニティ施設等再建支援事業

(3) 住宅耐震化促進事業

2 事業には、交付決定前に着手又は完了している事業を含むものとする。

(交付の申請)

第5条 規則第3条第1項の規定により補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金等交付申請書（様式第1号）を事業を実施しようとする日又は町長が事業区分ごとに別に定める日までに町長に提出しなければならない。ただし、説明会等託児サービス提供事業にあつては様式第1号の2を、土砂災害特別警戒区域内の被災住宅再建住宅支援事業のうち、住宅移転費支援事業にあつては様式第1号の3を、住宅補強費支援事業にあつては様式第1号の4を、共同墓地復旧支援事業にあつては様式第1号の5を提出するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事業については、申請と実績報告を併せて行うものとし、申請者は、補助金等交付申請書兼実績報告書兼請求書（様式第2号）を町長に提出しなければならない。

- (1) 地域防犯灯管理支援事業
- (2) 応急仮設住宅移転費用支援事業
- (3) 住まい再建・民間賃貸住宅入居支援事業
- (4) 住まい再建・公営住宅入居支援事業
- (5) 住まい再建・転居費用支援事業
- (6) 商店街等街路灯管理支援事業

3 規則第3条第2項の規定による添付書類は、事業区分ごとに別表第2に掲げるとおりとする。

(交付の条件)

第6条 補助金は、規則第5条の規定に基づき、次に掲げる事項を条件として交付するものとする。

- (1) 事業の内容の変更又は事業に要する経費の配分の変更（第10条に規定する軽微な変更を除く。）をする場合には、町長の承認を受けるべきこと。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、町長の承認を受けるべきこと。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに町長に報告してその指示を受けるべきこと。

(4) 事業の完了により相当の収益が生ずると認められる場合には、補助金の全部又は一部を町に納付すべきこと。

(5) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を5年間保存しなければならないこと。

(6) 事業に係る経理は、他の経理と明確に区分して行わなければならないこと。

(決定の通知)

第7条 町長は、規則第6条の規定により補助金の交付の決定をしたときはその決定の内容及びこれに付した条件を、交付しない旨の決定をしたときはその旨及び理由を、補助金等交付（不交付）決定通知書（様式第3号）により、速やかに当該申請者に通知しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、第5条第2項の規定に基づく申請兼実績報告兼請求については、補助金等交付（不交付）決定兼交付額確定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

(申請の取下げ)

第8条 規則第7条第1項の規定により申請を取り下げることができる期日は、補助金の交付の決定の通知を受けた日から15日以内とする。

(変更等の承認)

第9条 規則第8条第1項の規定により町長の承認を受けようとするときは、事業計画変更等承認申請書（様式第5号）を町長に提出しなければならない。ただし、土砂災害特別警戒区域内の被災住宅再建住宅支援事業にあつては様式第5号の2を、共同墓地復旧支援事業にあつては様式第5号の3を提出するものとする。

2 前項の場合において、当該申請書は、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、町長が特にその必要がないと認めたときは、これを省略させることができる。

(1) 変更事業計画書

(2) 変更収支予算書

(3) その他町長が必要と認める書類

3 町長は、第1項の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、当該申請が適正であると認めたときは、承認の決定をし、補助金等交付決定変更等通知書（様

式第6号)により、速やかに当該補助事業者等に通知しなければならない。

(軽微な変更の範囲)

第10条 規則第5条第1号に規定する軽微な変更は、次に掲げる変更とする。

- (1) 補助金の交付の目的及び条件に反しない計画の変更
- (2) 補助金の額に影響を及ぼさない範囲の経費の変更
- (3) 補助対象経費の総額の20パーセント以内の減額をする変更

(事業が予定の期間内に完了しない場合等の報告)

第11条 規則第5条第3号の規定により町長の指示を求めるときは、事業が予定の期間内に完了しない理由又は事業の遂行が困難となった理由及び事業の遂行状況を記載した書類を町長に提出しなければならない。

(実績報告)

第12条 規則第13条第1項の規定により事業が完了したときは、その日の翌日から起算して20日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった年度の3月末日のいずれかの早い期日までに補助事業等実績報告書(様式第7号)を町長に提出しなければならない。ただし、町長が特に必要があり、かつ、予算の執行上支障がないと認めるときは、その期日を変更することができる。

2 前項の規定にかかわらず、土砂災害特別警戒区域内の被災住宅再建住宅支援事業のうち、住宅移転費支援事業にあつては様式第7号の2を、住宅補強費支援事業にあつては様式第7号の3を提出するものとする。

3 規則第13条第2項の規定による添付書類は、別表第3に掲げるとおりとする。

(補助金の額の確定)

第13条 町長は、規則第14条の規定により交付すべき補助金の額を確定したときは、補助金等交付額確定通知書(様式第8号)により当該補助事業者等に通知しなければならない。

(補助金の交付)

第14条 規則第16条の規定により補助金の交付(補助金の概算払又は前金払を受けているときも含む。)を受けようとする補助事業者等は補助金等(精算)請求書(様式第9号)を、補助金の概算払又は前金払を受けようとする補助事業者等は補助金等(概算払・前金払)請求書(様式第10号)を町長に提出しなければならない。

(財産の処分の制限)

第15条 財産の処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間又は10年間のいずれか短い期間とする。ただし、町長が別に定める場合はこの限りではない。

(補助金の返還等)

第16条 町長は、交付決定の通知を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合には、交付決定を取り消し、補助金が交付されているときは、期限を定めて、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 補助金をその目的外に使用したとき。
- (2) 正当な理由なく整備、改修、購入等したものを取壊し又は紛失したとき。
- (3) 帳簿若しくは書類の提出若しくは職員の検査を拒み、又は職員の指示に従わないとき。

(その他)

第17条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和6年10月1日から施行し、令和6年1月1日から適用する。
- 2 令和6年1月1日からこの告示の施行の日までの間に着手した対象工事については、この告示の規定の例により補助金の交付を行うことができるものとする。